新潟市秋葉区農業委員会令和3年度7月定例総会議事録

- 1 開催日時 令和3年7月30日(金)午後3時30分から から午後4時07分
- 2 開催場所 新潟市新津地区市民会館第一会議室
- 3 出席委員 (16人)

委員	1番	鈴木	儀一
委員	2番	長井	範親
委員	3番	砂原	剛
農政振興部会長	4番	佐藤	英一
委員	5番	佐々ス	ト 和美
委員	6番	笠原	綱生
農地部会長	7番	阿部	信行
農政振興部会長職務代理者	8番	坂上	静男
委員	9番	早川	秀則
委員	10番	窪田	陽一
委員	11番	上田	一男
会長	12番	小倉	栄造
委員	13番	伊藤	君雄
会長職務代理者	14番	平野	榮治
農地部会長職務代理者	15 番	松田	洋一
委員	16番	佐藤	千穗子

- 4 欠席委員 (0人)
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名

6番 笠原 綱生8番 坂上 静男

第 2 議事

議案第 11号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について 議案第 12号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第 13号 新潟市農業委員会農地利用最適化推進委員(秋葉区)の選任に関す

る要綱(案)について

議案第 14号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報 告 事 項 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地の転用事実に関する照会書について

報 告 事 項 農地法第5条転用届出に関する受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長枝並和孝事務局次長島倉孝司農地係長田中学農政振興係長白川文夫

7 会議の概要

事務局長

(枝並局長)

お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、令和3年度7月定例総会を開会いたします。

それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。

会長

く挨拶>

局長

ありがとうございました。

事務局長

それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。

(枝並局長)

なお、本日は、全員出席で定足数を満たしており、会議は農業委員会会議 規則第4条により成立しています。

それでは、同規則第 5 条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長(小倉会長)

それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。

議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議がありませんので 6 番・笠原委員、8 番・坂上委員を指名 いたします。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議案として提案されている案件に入ります。

議長

議案第 11 号、農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について、事務局の 説明をお願いいたします。

議長

皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第31条、議事参与の制限に 抵触する委員の退席をお願いいたします

(議事参与制限抵触委員退席)

事務局 (田中係長)

「議案第 11 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について」ご説明します。

議案書1ページ番号1 全体地図4条-1をご覧ください。

申請者 有限会社 A 代表取締役 B 氏

農業用資材置場として利用するための一時転用許可申請です。

市之瀬地区の案件で、石塚推進委員の担当地区です。

なお、本件土地の所有者は C 氏ですが、本件による権利関係の変動はないため農地法第4条の対象となります。

また、申請にあたり一時転用期間の契約外利用に関する地権者からの同意書の提出がありました。

申請面積は休耕田2筆、3,194m2のうち、1,091.5㎡の一部転用です。

本件土地は農振農用地につき、一時転用期間は3年以内と定められており、申請もこれに従った期間が設定されております。

本件は、移転行為の妨げとなる権利を有する者はおりません。

また、農地部会に付されました。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、松田農地部会長代理から部会報告をしていただきます。

農地部会長 (松田部会長代理)

令和3年7月27日に開催されました農地部会における、農地法第4条許可申請1件について、当日部会長が所要のため欠席しましたので、私から報告します。

議案書1ページ1番の案件です。

本件の転用者 有限会社 A 取締役 C 氏から申請に至った経緯について説明してもらいました。

それによれば、従来からもみ殻の有効利用について思案してきたところであるが、実験的にたい肥作成を計画するにあたり、法律的に適切な運用となるよう申請を行ったとのことでした。

また、委員からもたい肥の処理は多くの農家が課題と考えており、この結果について委員会としても注視したいとの発言がありました。

部会からは許可後は計画通り転用すること及び、期間内の農地復旧を指導 し、申請者もこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、 決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本 案件について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成ですので議案第11号は、原案どおり決定しました。

ここで退席委員の入室を許可します。

(退出委員入室)

それでは次に移ります

議案第12号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、事務局の 説明をお願いいたします。

議案第 12 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について」ご説明

4

議長

議長

議長

議長

議長

議長

事務局

(田中係長)

します。

議案書2ページ 番号1 全体地図案件番号5条—1をご覧ください。 譲渡人 D 氏

譲受人 有限会社 E 代表取締役 F 氏

露天資材置場等として利用するための転用許可申請です。

七日町地区の案件で、吉川推進委員の担当地区です。

申請面積は休耕田 442 ㎡、休耕畑 121 ㎡、計 563 ㎡です。

譲受人は当該地に近接した場所で事業所兼住宅を有しており、従来の資材 置場等は東金沢町に有していましたが、近年東金沢地区の住宅化が進んだこ とから騒音や重機の移動などに近隣住民の理解が求めづらくなり、代替地を 求めていたところ、当該地が近年相続により非在住者の管理となったこと、 当該地の周辺はすでに宅地化されていること及び農地として狭小かつ作業効 率が悪いことを理由に借り手がつきづらいため、所有者も処分を考えていた ことから両者の思惑が一致し申請に及んだものです。

当該地は周囲が宅地化しており、10ha 未満の一団化した農地に存することから2種農地と判断され、代替性の検討を行ったうえ許可されるものです

本件は、移転行為の妨げとなる権利を有する者はおりません。

また、農地部会に付されました。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、松田農地部会長代理から部会報告をしていただきます。

農地部会長 (松田部会長代理)

引き続き、私から報告します。

議案書2ページ1番の案件です。

本件の転用者 有限会社 E 取締役 G 氏から申請に至った経緯について説明してもらいました。

それによれば、従来の資材及び重機置場の周辺が宅地化したことで、住民の理解が求めづらくなったことから代替地を探していたところ、申請地所有者は不在地主であり今後営農の意思もないことから両者の思惑が一致し、今

般の申請に及んだとのことでした。

部会が現地調査を行った際、小規模な小屋を確認したため、その管理者及 び許可後の扱いについて尋ねたところ、地元農家組合が農業用資材等の置場 として以前から所有者と申しかわしを行っており、事業計画に支障になる位 置及び規模ではないため、許可後も継続して契約することで農家組合とも話 がまとまっているとのことでした。

部会からは許可後は計画通り転用することを指導し、申請者もこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、 決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本 案件について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第12号は、原案どおり決定しました。

議長

それでは次に移ります。

議案第13号新潟市農業委員会農地利用最適化推進委員(秋葉区)の選任に 関する要綱(案)について事務局の説明をお願いいたしま

事務局 (島倉次長) 議案書3ページ、議案第13号「新潟市農業委員会農地利用最適化推進委 (秋葉区)の選任に関する要綱(案)について」説明いたします。

それでは、4 ページの「新潟市農業委員会農地利用最適化推進委員(秋葉区)の選任に関する要綱(案)」をご覧ください。

今までも推進委員の選任の要綱がありましたが、新潟市の農業委員会の組織改正に合わせ、それを改正するものです。

主な改正点は2つです。

一つは、対象を、新潟市秋葉区農業委員会の推進委員から新潟市農業委員 会の推進委員に改めたこと

二つ目は、「総人数は20名以内とする。」と改めたことです。

要綱の構成としては、第1条に目的、第2条に推薦及び募集の区域及び人数、などご覧のとおりでございます。

6ページからは推薦、応募の様式となっています。

以上説明を終わります。

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり決定することに ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本 案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第13号は、原案どおり決定しました。

議長

次に、追加議案の 議案第14号、農地法第3条許可申請に関する意見決定 について議題とします。事務局の説明をお願します。

事務局 (田中係長)

「追加議案第14号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について」 ご説明します。

追加議案書1ページ 番号1 全体地図3条-1をご覧ください。

借受人 H 氏

貸付人 I 氏

古津地区の案件で、木伏推進委員の担当地区です。

本件は、同一経営体に所属する親子間の使用貸借権設定に係る許可申請で、申請面積は 畑1筆 72㎡です。

本件申請者は、申請地と合わせて約31haの栽培をしており、現在の経営主に対し使用貸借権を設定するものです。

申請地は農振農用地区域内農地に存しています。

なお、本件は農地法第3条第2項各号に抵触いたしません。

また、本件は同一経営体に所属する親子間の使用貸借権設定につき部会省略となりました。

以上、事務局説明を終わります。

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本 案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めま す。

(全員挙手)

全員賛成ですので追加議案第 14 号は、許可相当として意見決定することとしました。

議長

議長

議長

議長

議長

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、

農地の転用事実に関する照会書について、

農地法第5条転用届出に関する受理について、

一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

議案書の9ページをご覧ください。

(白川係長)

「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」 賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。 記載のとおり 23 件受理いたしました。

(田中係長)

14ページをご覧ください。

報告事項 農地の転用事実に関する照会書についてです。

記載内容のとおり4件回答しました。

最後に15ページをご覧ください。

報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理についてです。

記載内容のとおり5件受理しました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

鈴木委員

賃貸借の合意解約について、朝日でコケ栽培を行っていると思うが、株式 会社 J が多くの解約を行っているが理由はあるのか。

事務局

(白川係長)

朝日の案件ですが、コケ栽培に適さないことから、全面撤退することとなったものです。なお、農林公社からも撤退したらどうかとアドバイスもあったため解約に至ったものです。

議長

他に、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただ きたいと思います。 議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで令和3年度7月定例総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小倉 栄造

署名委員 笠原 綱生

署名委員 坂上 静雄